

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月28日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)  
リミテッド  
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村 佳史  
取締役 ピーター・キャラハン  
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、  
ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
200億ユーロ(約2兆5,400億円)を上限とします。  
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UF  
J銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=127.00円)によりま  
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年11月30日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、またその他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

・半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法	
第二部 第1 1	ファンド情報 ファンドの状況 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 ( ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5	運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
		(2) 投資資産 投資有価証券の 主要銘柄		投資有価証券 の主要銘柄	更新
		(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新/ 追加
		(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績	追加	
第3 1	ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1	特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2	事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び 営業の状況		更新	

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。(5 管理会社の経理の概況は、訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」といいます。 )が運用するダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。 )の運用状況は、以下のとおりです。

### (1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(2018年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	ドイツ	1,078,717.86	23.79
	フランス	585,617.17	12.91
	イタリア	380,235.19	8.39
	ベルギー	199,377.58	4.40
	スペイン	185,511.08	4.09
	オランダ	160,651.27	3.54
	オーストリア	151,851.97	3.35
	アイルランド	141,172.20	3.11
	チェコ	120,036.64	2.65
	アイスランド	104,258.20	2.30
	スロベニア	83,803.94	1.85
	イスラエル	52,795.50	1.16
社債	スウェーデン	213,066.11	4.70
	オーストリア	162,089.20	3.57
	デンマーク	160,137.38	3.53
	フランス	141,118.05	3.11
	スイス	77,568.00	1.71
	スペイン	69,020.13	1.52
	メキシコ	57,184.85	1.26
	イタリア	56,008.15	1.24
	国際機関	55,857.35	1.23
	イギリス	53,523.95	1.18
	アイルランド	51,919.75	1.14
	ドイツ	41,512.05	0.92
オランダ	39,118.62	0.86	
小計		4,422,152.19	97.52
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		112,384.43	2.48
合計 (純資産総額)		4,534,536.62 (約576百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=127.00円)によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## 投資有価証券の主要銘柄

## 上位30銘柄

（2018年12月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	3.500	2019/7/4	300,000	306,717.00	306,342.00	6.76
2	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	ドイツ	国債	0.250	2028/8/15	188,000	184,615.66	188,161.87	4.15
3	FRANCE GOVT	フランス	国債	3.250	2045/5/25	131,000	173,331.54	180,130.24	3.97
4	NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債	5.500	2028/1/15	109,400	154,325.50	160,651.27	3.54
5	ITALY GOVT	イタリア	国債	6.000	2031/5/1	114,000	39,856.70	149,754.74	3.30
6	IRELAND GOVT	アイルランド	国債	5.400	2025/3/13	108,000	146,301.03	141,172.20	3.11
7	FRANCE GOVT	フランス	国債	3.750	2021/4/25	126,000	151,049.61	138,418.69	3.05
8	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	2.500	2044/7/4	96,400	126,473.82	133,757.02	2.95
9	REALKREDIT DANMARK	デンマーク	社債	2.000	2024/4/1	890,000	132,673.63	129,907.46	2.86
10	AUSTRIA GOVT	オーストリア	国債	3.400	2022/11/22	111,000	131,803.87	127,286.37	2.81
11	CZECH GOVT	チェコ	国債	3.875	2022/5/24	106,000	118,086.77	120,036.64	2.65
12	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	0.250	2027/2/15	109,000	108,448.46	110,736.37	2.44
13	SPAIN GOVT	スペイン	国債	5.850	2022/1/31	92,000	105,308.33	108,686.04	2.40
14	HETA ASSET RES	オーストリア	社債	2.375	2022/12/13	100,000	99,351.00	108,019.90	2.38
15	ICELAND GOVT	アイスランド	国債	2.500	2020/7/15	100,000	102,625.00	104,258.20	2.30
16	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債	4.000	2032/3/28	76,000	107,827.76	103,209.14	2.28
17	SKAND ENSKILDA BKN	スウェーデン	社債	1.500	2020/6/17	1,000,000	104,526.57	99,653.36	2.20
18	FRANCE GOVT	フランス	国債	0.250	2026/11/25	97,000	91,470.54	95,636.57	2.11
19	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	4.000	2037/1/4	59,000	89,362.82	93,041.58	2.05
20	FRANCE GOVT	フランス	国債	2.250	2024/5/25	78,000	84,825.62	87,372.95	1.93
21	UBS AG LONDON	スイス	社債	1.375	2021/4/16	75,000	79,083.00	77,568.00	1.71
22	FRANCE GOVT	フランス	国債	6.000	2025/10/25	55,000	75,411.30	76,382.58	1.68
23	ITALY GOVT	イタリア	国債	5.750	2033/2/1	58,000	75,714.00	75,313.46	1.66
24	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	1.000	2025/8/15	69,000	75,162.84	74,124.49	1.63
25	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	0.500	2025/2/15	69,000	71,434.46	71,828.44	1.58
26	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	2.500	2046/8/15	47,000	61,242.38	66,174.21	1.46
27	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債	5.000	2035/3/28	39,000	61,179.60	59,996.43	1.32
28	NORDEA HYPOTEK	スウェーデン	社債	1.000	2022/4/8	600,000	64,524.53	59,635.75	1.32
29	AMERICA MOVIL	メキシコ	社債	4.750	2022/6/28	50,000	61,500.00	57,184.85	1.26
30	UNICREDIT SPA	イタリア	社債	4.375	2022/1/31	50,000	55,425.00	56,008.15	1.24

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2018年12月末日前1年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2018年1月末日	4,705	598	9.95	1,264
2月末日	4,695	596	9.95	1,264
3月末日	4,739	602	10.04	1,275

4月末日	4,806	610	10.00	1,270
5月末日	4,761	605	9.95	1,264
6月末日	4,755	604	9.97	1,266
7月末日	4,723	600	9.92	1,260
8月末日	4,707	598	9.89	1,256
9月末日	4,682	595	9.84	1,250
10月末日	4,674	594	9.82	1,247
11月末日	4,645	590	9.83	1,248
12月末日	4,535	576	9.87	1,253

### 純資産の推移



## 分配の推移

2018年12月末日前1年間の各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2018年1月	0.000	0.00
2月	0.000	0.00
3月	0.005	0.64
4月	0.005	0.64
5月	0.000	0.00
6月	0.000	0.00
7月	0.000	0.00
8月	0.000	0.00
9月	0.000	0.00
10月	0.000	0.00
11月	0.000	0.00
12月	0.000	0.00

2018年6月1日～2018年11月30日	0.000ユーロ
1口当たり分配金 設定来累計 (2018年11月末日現在)	3.145ユーロ

## 収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりです。

計算期間	収益率（注）
2018年1月1日～2018年12月末日	-1.40%

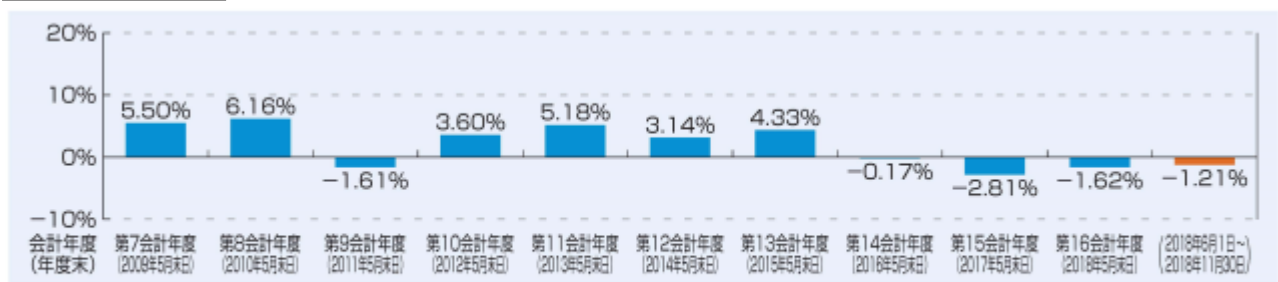
計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2018年11月30日	-1.21%

（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## 年間収益率の推移



※ 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

## 2 販売及び買戻しの実績

2018年12月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年12月末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

販売口数	買戻し口数		発行済口数		
	本邦内における販売口数	本邦内における買戻し口数	本邦内における発行済口数	本邦内における発行済口数	
□ 11,000	□ 11,000	□ 26,100	□ 26,100	□ 459,460	□ 459,460

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドルまたはカナダドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年12月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 127.00円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)



## （１）資産及び負債の状況

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 財政状態計算書  
 2018年11月30日現在

	注記	2018年11月30日		2018年5月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
現金預金	5	284,602	36,144	336,929	42,790
未収債権	6	4,117	523	-	-
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2, 3	4,492,627	570,564	4,488,866	570,086
資産合計		<u>4,781,346</u>	<u>607,231</u>	<u>4,825,795</u>	<u>612,876</u>
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	135,155	17,165	64,299	8,166
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2, 3	1,126	143	190	24
負債（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）		<u>136,281</u>	<u>17,308</u>	<u>64,489</u>	<u>8,190</u>
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産		<u>4,645,065</u>	<u>589,923</u>	<u>4,761,306</u>	<u>604,686</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 包括利益計算書  
 2018年11月30日に終了した期間

	注記	2018年11月30日		2017年11月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>収益</b>					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純利益	10	11,244	1,428	70,014	8,892
収益合計		11,244	1,428	70,014	8,892
<b>費用</b>					
預金利息	2	963	122	476	60
受託会社報酬	9	1,431	182	1,469	187
販売会社報酬	9	11,950	1,518	12,246	1,555
代行協会員報酬	9	2,359	300	2,449	311
投資運用報酬	9	7,205	915	7,348	933
投資顧問報酬	9	4,718	599	4,898	622
管理事務代行報酬	9	3,100	394	3,184	404
副保管費用		834	106	2,994	380
監査報酬		2,205	280	1,654	210
法務報酬		18,686	2,373	13,537	1,719
印刷費		5,515	700	17,046	2,165
その他の費用		8,539	1,084	5,506	699
費用合計		67,505	8,573	72,807	9,246
純費用		(56,261)	(7,145)	(2,793)	(355)
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	12	-	-	(29,329)	(3,725)
ファイナンス費用合計		-	-	(29,329)	(3,725)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の減少		(56,261)	(7,145)	(32,122)	(4,079)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 買戻可能受益証券保有者に帰属する  
 純資産の変動計算書  
 2018年11月30日に終了した期間

	2018年11月30日		2017年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,761,306	604,686	4,409,796	560,044
買戻可能受益証券の発行手取金	-	-	988,458	125,534
買戻可能受益証券の買戻支払金	(59,746)	(7,588)	(521,899)	(66,281)
純(費用)/収益平準化(注2)	(234)	(30)	2,600	330
純資本平準化(注2)	-	-	(8,442)	(1,072)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(56,261)	(7,145)	(32,122)	(4,079)
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,645,065	589,923	4,838,391	614,476

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 財務書類に対する注記

2018年11月30日

## 1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD:豪ドル)(以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。)および毎月分配カナダ・ボンド・ファンド(CAD:カナダドル)(以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはしていない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはしていない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始した。

## 2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額に対して調整された取得原価主義に従い、かつ、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」(以下「FRS第102号」という。)および財務報告基準第104号「中間財務報告」(以下「FRS第104号」という。)を含む財務報告評議会が発行したアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されている。

FRS第102号およびFRS第104号に準拠した財務書類の作成は、経営陣による、方針の適用ならびに資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の行使が要求される。かかる見積りならびに付随する仮定は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。見積りおよび基礎を成す仮定は、継続的に見直される。会計見積りの改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合には当該見積改訂期間に、または改訂が当該期間ならびに将来期間の両方に影響を及ぼす場合には当該改訂期間および将来期間において要約される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品(「取引用証券」)は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、包括利益計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として包括利益計算書に計上される。2018年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、包括利益計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

#### 外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)およびカナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、包括利益計算書に計上される。

#### 収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

#### 費用

費用は、発生基準により会計処理される。

#### 純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)に関する平準化支払額が含まれる。

#### 買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

#### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第102号セクション7.1Aに従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

	ユーロ・ bond・ fund EUR	オーストラリア・ bond・ fund AUD	カナダ・ bond・ fund CAD
2018年11月30日			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
取引用に保有：			
- 債務証券	4,432,561	36,693,608	15,555,145
- 先渡為替契約	63	-	-
- 投資有価証券発生利息	60,003	284,881	157,674
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,492,627	36,978,489	15,712,819

## 損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：			
- 先渡為替契約	1,126	-	-
- 先物契約	-	5,746	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,126	5,746	-

	ユーロ・ bond・ fund EUR	オーストラリア・ bond・ fund AUD	カナダ・ bond・ fund CAD
2018年5月31日			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
取引用に保有：			
- 債務証券	4,442,160	41,256,715	16,769,498
- 投資有価証券発生利息	46,706	309,085	170,355
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,488,866	41,565,800	16,939,853

## 損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：			
- 先渡為替契約	190	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	190	-	-

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含むもの（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

#### ユーロ・ボンド・ファンド

2018年11月30日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券	-	4,432,561	-	4,432,561
先渡為替契約	-	63	-	63
	-	4,432,624	-	4,432,624

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約	-	1,126	-	1,126
	-	1,126	-	1,126

2018年5月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券	-	4,442,160	-	4,442,160
	-	4,442,160	-	4,442,160

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約	-	190	-	190
	-	190	-	190

オーストラリア・ボンド・ファンド

2018年11月30日	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	11,784,854	24,908,754	-	36,693,608
	<u>11,784,854</u>	<u>24,908,754</u>	<u>-</u>	<u>36,693,608</u>

## 損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債				
先物契約	5,746	-	-	5,746
	<u>5,746</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>5,746</u>

2018年5月31日

	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	14,075,886	27,180,829	-	41,256,715
	<u>14,075,886</u>	<u>27,180,829</u>	<u>-</u>	<u>41,256,715</u>

カナダ・ボンド・ファンド

2018年11月30日	レベル1 CAD	レベル2 CAD	レベル3 CAD	合計 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	15,555,145	-	15,555,145
	<u>-</u>	<u>15,555,145</u>	<u>-</u>	<u>15,555,145</u>

2018年5月31日

	レベル1 CAD	レベル2 CAD	レベル3 CAD	合計 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	16,769,498	-	16,769,498
	<u>-</u>	<u>16,769,498</u>	<u>-</u>	<u>16,769,498</u>

ファンドは、2017年1月1日以降に開始する会計期間から発効する、「財務報告公開草案（FRED）第62号FRS第102号の改訂 - 公正価値ヒエラルキーの開示」を適用している。当該基準は、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをファンドに要求している。

## 4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

オーストラリア・ボンド・ファンド

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ・マネジャーおよび経営陣ならびに債券責任者により精査される。そのため、前日のポジションの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよび債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

市場リスク



## 市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンの感応度を監視する。AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド（以下「AMP C I」という。）の債券運用チームは現在、リスクを計算するためブラックロック・アラジン・リスク管理システムを利用し、また、ポートフォリオ・マネジャーは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、ブラックロック・アラジン・リスク管理システムであり、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

## 市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2018年11月30日現在および2018年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	
	2018年11月30日	2018年5月31日
現金	1.11%	0.83%
国債	21.51%	21.85%
準国債	8.86%	10.64%
社債	68.52%	66.68%
合計	100.00%	100.00%

## デュレーション寄与

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターンの総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

## ベータ

ベータは、UBSオーストラリア債券（総合）指数の変動に対するサブ・ファンドのリターンの感応度を測定する。2018年11月30日までの6ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは0.95である。これは、UBSオーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、サブ・ファンドの単位価格に0.95%の変動を生じる見込であることを意味する。2018年5月31日のサブ・ファンドの平均ベータは0.97であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを36,915,906豪ドルから37,266,607豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは36,565,205豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

## 標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、サブ・ファンドは、2018年6月1日から2018年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの1.45%の標準偏差と比較して1.38%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、サブ・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2018年11月30日に終了した6ヵ月間において、0.17%である。2017年6月1日から2018年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.13%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因(デュレーション、イールドカーブ(満期バケット別)、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。)に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券について言及している。  
金利リスク

AMPCIのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。AMPCIのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素(金利の同一方向の変動に関係する。)およびイールドカーブ構成要素(イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。)の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2018年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2018年11月30日現在および2018年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後デュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2018年11月30日現在

ファンド・デュレーション：5.22

ベンチマーク・デュレーション：5.18

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	37,879,411	2.61%	1,043,783,447,353	2.59%	0.02%
- 0.25	37,397,659	1.31%	1,030,607,703,476	1.30%	0.01%
0	36,915,906	-	1,017,431,959,599	-	-
0.25	36,434,153	- 1.30%	1,004,256,215,722	- 1.29%	- 0.01%
0.50	35,952,401	- 2.61%	991,080,471,845	- 2.59%	- 0.02%

2018年5月31日現在

ファンド・デュレーション: 5.2

ベンチマーク・デュレーション: 5.15

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	42,308,023	2.60%	1,025,125,106,552	2.58%	0.02%
- 0.25	41,771,957	1.30%	1,012,257,950,084	1.29%	0.01%
0	41,235,890	-	999,390,793,616	-	-
0.25	40,699,823	- 1.30%	986,523,637,149	- 1.29%	- 0.01%
0.50	40,163,757	- 2.60%	973,656,480,681	- 2.58%	- 0.02%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイントの変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これによりAMP C Iは、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済的見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りおよびイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値のAMP C Iの社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、AMP C Iの調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。AMP C Iは各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

#### 流動性リスク

サブ・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができるAMP C Iは予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2018年11月30日現在および2018年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2018年11月30日	2018年5月31日
	市場価格%	市場価格%
高度流動性資産	31.49%	33.30%
流動性資産	68.51%	66.70%
取引資産	0.00%	0.00%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2018年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	AUD	AUD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	786,605	786,605
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	5,746	5,746
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	36,915,906	36,915,906
負債合計	<u>37,708,257</u>	<u>37,708,257</u>

2018年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	AUD	AUD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	814,942	814,942
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	41,235,890	41,235,890
負債合計	<u>42,050,832</u>	<u>42,050,832</u>

## 信用リスク

### 信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デューレーションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券（例えば、B B B + の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A A の格付）に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2018年11月30日現在および2018年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用格付カテゴリ別投資対象の比率を説明する。

#### 国際格付機関による格付

信用格付	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ
	2018年11月30日	2018年11月30日	2018年5月31日	2018年5月31日
A A A	73.00%	32.71%	73.47%	30.47%
A A +	8.69%	3.83%	7.16%	5.51%
A A	8.32%	7.02%	9.61%	5.76%
A A -	2.68%	13.23%	2.41%	11.97%
A +	1.18%	11.33%	1.08%	11.33%
A	1.20%	12.21%	1.29%	10.92%
A -	2.10%	12.40%	2.30%	13.79%
B B B +	1.48%	2.71%	1.45%	3.65%
B B B	0.96%	4.58%	0.85%	5.39%
B B B -	0.38%	0.00%	0.37%	1.21%
B B +	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%
無格付	0.00%	-0.02%	0.01%	0.00%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。A M P C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはA M P C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを観察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内で開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびA M P C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させる

ことを意味する。サブ・ファンドは、CMSに参加することが(スweepされた残高についての損失のような)投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Cの信用格付は、A+(2018年5月31日:A+)である。

#### 信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、(AMPCIは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども)投資不適格の資産には投資しない。

#### 取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMPCIは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためT+1による取引確認を要求している。

#### 担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2018年11月30日現在、マクワイア・バンクに61,824豪ドル(2018年5月31日:50,904豪ドル)の先物証拠金が預託されていた。S&Pグローバル・レーティングによるマクワイア・バンクの信用格付は、A-(2018年5月31日:A)である。

#### 減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

#### 信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMPCIのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

#### 通貨リスク

2018年11月30日に終了した6ヵ月間および2018年5月31日に終了した年度において、サブ・ファンドは、いかなる通貨エクスポージャーにもさらされていなかった。

### ユーロ・ボンド・ファンド

#### 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引(例えば、為替契約)

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マニデートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク(市場リスク(通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。)、信用リスクおよび流動性リスク)にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

#### 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進さ

れる総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デュレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「ティー・ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券について言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2017年12月1日から2018年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの1.71%の標準偏差と比較して年率1.59%<sup>5</sup>のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2018年11月30日現在でブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約228,441ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2018年11月30日現在4,645,065<sup>6</sup>ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.984<sup>7</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2018年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約228,441ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るといって投資運用会社の見解を表している。

2018年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2018年5月31日現在でブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約238,779ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2018年5月31日現在4,761,306<sup>8</sup>ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.003<sup>9</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2018年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約238,779ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るといって投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report(投資運用会社報告書)に脚注1、2、3および4が記載されているため、注記中の脚注は5から開始している。

<sup>5</sup> ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

<sup>6</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>7</sup> 過去3年間のベータ0.984:(ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2018年11月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックス。財務書類におけるベータは、小数第3位まで表示される。

<sup>8</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>9</sup> 過去3年間のベータ1.003:(ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2018年5月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックス。財務書類におけるベータは、小数第3位まで表示される。

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2018年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>10</sup>の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.3%減少することになり、これは2018年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産4,645,065<sup>11</sup>ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.55<sup>12</sup>に基づき、債券価格の152,126ユーロの下落に相当する。

2018年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>13</sup>の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2018年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,761,306<sup>14</sup>ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.21<sup>15</sup>に基づき、債券価格の147,838ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%増加することになる。

2018年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2018年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.3%	- 152,126
+ 1.00%	- 6.6%	- 304,252
- 0.50%	+ 3.3%	152,126
- 1.00%	+ 6.6%	304,252



同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2018年5月31日現在の有効デュレーションは6.21およびサブ・ファンドの純資産は4,761,306<sup>16</sup>ユーロ）による2018年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響（2018年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.1%	- 147,838
+ 1.00%	- 6.2%	- 295,676
- 0.50%	+ 3.1%	147,838
- 1.00%	+ 6.2%	295,676

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

<sup>10</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>11</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>12</sup> ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

<sup>13</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>14</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>15</sup> ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

<sup>16</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

#### 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、S & Pグローバル・レーティングまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2018年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （%）	指数組入比率 （%）	差 （%）
AAA	32.90	25.12	7.78
AA	31.37	31.33	0.04
A	16.87	18.73	- 1.86
BAA	13.29	24.82	- 11.53
現金	5.57	0.00	5.57
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2018年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （%）	指数組入比率 （%）	差 （%）
AAA	25.85	25.03	0.82
AA	30.06	30.98	- 0.92

A	19.89	18.77	1.12
B A A	15.04	25.22	- 10.18
現金	9.16	0.00	9.16
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が行われる。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、B B H & C o .<sup>17</sup>と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o .を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソプリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。B B H & C o .の信用格付は、フィッチからA +（2018年5月31日：A +）の格付を得ている。

<sup>17</sup> すべての為替取引は、グローバル副保管会社であるB B H & C o .と共に実行される。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファン

ドは、2018年11月30日現在および2018年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2018年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	135,155	135,155
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	1,126	1,126
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,645,065	4,645,065
負債合計	4,781,346	4,781,346

2018年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	64,299	64,299
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	190	190
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,761,306	4,761,306
負債合計	4,825,795	4,825,795

#### 通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーをヘッジするために、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2018年11月30日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債（短期国債）取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

## 通貨別ポートフォリオ（％）（2018年11月30日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	98.92	100.00	- 1.08
スウェーデン・クローナ	1.07	0.00	1.07
デンマーク・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

## 通貨別ポートフォリオ（％）（2018年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	99.95	100.00	- 0.05
デンマーク・クローネ	0.03	0.00	0.03
スウェーデン・クローナ	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・ボンド・ファンド

## 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

## 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および／または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50％は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デュレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、バークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券について言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、カナダ・ボンド・ファンドは、2017年12月1日から2018年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの2.75%の標準偏差と比較して年率2.87%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2018年11月30日現在でブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約779,192カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2018年11月30日現在15,880,657<sup>18</sup>カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.981<sup>19</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2018年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約779,192カナダドル減少していたと思われる。

2018年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2018年5月31日現在でブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約829,647カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2018年5月31日現在17,053,390<sup>20</sup>カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.973<sup>21</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2018年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約829,647カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

<sup>18</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>19</sup> 過去3年間のベータ0.981：（ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2018年11月30日現在のファンドの実績総対ブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックス。財務書類におけるベータは、小数第3位まで表示される。

<sup>20</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>21</sup> 過去3年間のベータ0.973：（ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2018年5月31日現在のファンドの実績総対ブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックス。財務書類におけるベータは、小数第3位まで表示される。

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2018年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>22</sup>の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.6%減少することになり、これは2018年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額15,880,657<sup>23</sup>カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション7.19に基づき、債券価格の570,910カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.6%増加することになる。2018年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2018年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+0.50%	-3.6%	-570,910
+1.00%	-7.2%	-1,141,820
-0.50%	+3.6%	570,910

- 1.00%	+ 7.2%	1,141,820
---------	--------	-----------

2018年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを7.48とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2018年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2018年5月31日現在のファンドのNAVは、17,053,390<sup>24</sup>カナダドルであった。

NAVにおける変化分に対する影響（2018年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.7%	- 638,001
+ 1.00%	- 7.5%	- 1,276,002
- 0.50%	+ 3.7%	638,001
- 1.00%	+ 7.5%	1,276,002

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

<sup>22</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>23</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>24</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

#### 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、AA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA/A2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

#### サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2018年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	53.11	42.57	10.54
AA	26.60	37.60	- 11.00
A	9.51	11.77	- 2.26
BAA	7.39	8.06	- 0.67
現金*	3.39	0.00	3.39
	100.00	100.00	

\* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

#### サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2018年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	53.43	43.71	9.72
AA	22.73	30.54	- 7.81

A	14.27	16.91	- 2.64
B A A	7.02	8.84	- 1.82
現金*	2.55	0.00	2.55
	100.00	100.00	

\* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてBBH&Co.を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スweepプログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが（sweepされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2018年5月31日：A+）である。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T+2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2018年11月30日および2018年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。

2018年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

1ヵ月未満	合計
CAD	CAD

## 負債

未払債務 - 1年以内支払期限到来	233,491	233,491
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	15,880,657	15,880,657
負債合計	16,114,148	16,114,148

2018年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	C A D	C A D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	312,022	312,022
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	17,053,390	17,053,390
負債合計	17,365,412	17,365,412

## 通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2018年11月30日	2018年5月31日
	E U R	E U R
デンマーク・クローネ	165,596	166,454
英ポンド	2	2
スウェーデン・クローナ	159,304	110,423
合計	324,902	276,879

カナダ・ボンド・ファンド	2018年11月30日	2018年5月31日
	C A D	C A D
ユーロ	2,141	-
合計	2,141	-



## 5．外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金61,824豪ドル（2018年5月31日：50,904豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

## 6．未収債権

	ユーロ・ ボンド・ ファンド E U R	オーストラリア・ ボンド・ ファンド A U D	カナダ・ ボンド・ ファンド C A D
未収利息	-	344	137
投資有価証券売却未収金	4,117	256,474	15,324
その他の資産	-	-	25,938
2018年11月30日現在	4,117	256,818	41,399

	ユーロ・ ボンド・ ファンド E U R	オーストラリア・ ボンド・ ファンド A U D	カナダ・ ボンド・ ファンド C A D
未収利息	-	236	202
投資有価証券売却未収金	-	105,689	-
付加価値税の還付	-	2,564	2,155
その他の資産	-	-	28,005
2018年5月31日現在	-	108,489	30,362

## 7．未払債務 - 1年以内支払期限到来

	ユーロ・ ボンド・ ファンド E U R	オーストラリア・ ボンド・ ファンド A U D	カナダ・ ボンド・ ファンド C A D
未払利息	148	-	-
ファンド受益証券買戻未払金	-	219,318	67,576
投資有価証券購入未払金	50,082	307,692	-
未払報酬引当金（注9）	84,925	213,711	165,915
未払分配金	-	45,884	-
2018年11月30日現在	135,155	786,605	233,491

	ユーロ・ ボンド・ ファンド E U R	オーストラリア・ ボンド・ ファンド A U D	カナダ・ ボンド・ ファンド C A D
未払利息	137	-	-
ファンド受益証券買戻未払金	-	395,612	50,317
投資有価証券購入未払金	-	143,507	126,174
未払報酬引当金（注9）	64,162	195,622	135,531
未払分配金	-	80,201	-
2018年5月31日現在	64,299	814,942	312,022

## 8. 期間 / 年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

	ユーロ・ ボンド・ ファンド	オーストラリア・ ボンド・ ファンド	カナダ・ ボンド・ ファンド
2018年11月30日	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済受益証券数	478,510	4,256,320	1,793,420
発行受益証券数	-	53,050	33,770
買戻受益証券数	(6,070)	(497,170)	(128,050)
期末現在発行済受益証券数	472,440	3,812,200	1,699,140
2018年5月31日	ユーロ・ ボンド・ ファンド	オーストラリア・ ボンド・ ファンド	カナダ・ ボンド・ ファンド
	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済受益証券数	432,570	5,320,450	2,055,330
発行受益証券数	108,550	315,960	100
買戻受益証券数	(62,610)	(1,380,090)	(262,010)
期末現在発行済受益証券数	478,510	4,256,320	1,793,420

## 9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAVの年率0.60%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

NAV200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

N A V 500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

N A V 1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

N A V 100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

N A V 100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

	ユーロ・ ボンド・ ファンド E U R	オーストラリア・ ボンド・ ファンド A U D	カナダ・ ボンド・ ファンド C A D
受託会社報酬	248	1,833	852
販売会社報酬	2,101	15,280	7,246
代行協会員報酬	383	3,053	1,305
投資運用報酬	1,304	15,277	4,400
投資顧問報酬	765	-	2,610
管理事務代行報酬	538	3,972	1,704
副保管費用	108	158	-
監査報酬	2,205	19,717	8,025
その他の費用	77,273	154,421	139,773
2018年11月30日	84,925	213,711	165,915

	ユーロ・ ボンド・ ファンド E U R	オーストラリア・ ボンド・ ファンド A U D	カナダ・ ボンド・ ファンド C A D
受託会社報酬	247	2,122	881
販売会社報酬	2,060	17,688	7,408
代行協会員報酬	405	3,537	1,442
投資運用報酬	1,244	17,687	4,370
投資顧問報酬	810	-	2,883
管理事務代行報酬	534	4,599	1,763
副保管費用	423	2,080	-
監査報酬	3,300	39,229	16,525
その他の費用	55,139	108,680	100,259
2018年5月31日	64,162	195,622	135,531

## 10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純（損）益

2018年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

	ユーロ・ ボンド・ ファンド EUR	オーストラリア・ ボンド・ ファンド AUD	カナダ・ ボンド・ ファンド CAD
以下からの実現純利益：			
- 投資証券および通貨	1,332	226,636	1,177
- 先物契約	-	11,987	-
- 先渡為替契約	2,662	3	8
	3,994	238,626	1,185
以下からの実現純損失：			
- 投資証券および通貨	(41,409)	(41,463)	(138,077)
- 先物契約	-	(1,114)	-
- 先渡為替契約	(1,269)	(1)	-
	(42,678)	(42,578)	(138,077)
以下からの未実現利益の変動純額：			
- 投資証券および通貨	26	18	4
	26	18	4
以下からの未実現損失の変動純額：			
- 投資証券および通貨	(11,588)	(224,106)	(100,029)
- 先渡為替契約	(874)	(5,746)	-
	(12,462)	(229,852)	(100,029)
受取利息	62,130	759,861	216,943
純収益平準化	234	-	-
純費用平準化	-	(4,929)	(3,628)
純資本平準化	-	(1,772)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純（損）益	11,244	719,374	(23,602)

2017年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

	ユーロ・ ボンド・ ファンド EUR	オーストラリア・ ボンド・ ファンド AUD	カナダ・ ボンド・ ファンド CAD
以下からの実現純利益：			
- 投資証券および通貨	21,847	368,628	44,253
- 先物契約	-	25,277	-
- 先渡為替契約	694	1	6
	22,541	393,906	44,259
以下からの実現純損失：			
- 投資証券および通貨	(25,093)	(148,139)	(154,002)
- 先物契約	-	(16,376)	-
- 先渡為替契約	(1,235)	(489)	(114)
	(26,328)	(165,004)	(154,116)
以下からの未実現利益の変動純額：			
- 投資証券および通貨	-	-	6
- 先渡為替契約	3,073	-	-
	3,073	-	6
以下からの未実現損失の変動純額：			
- 投資証券および通貨	(1,512)	(576,568)	(311,152)
	(1,512)	(576,568)	(311,152)
受取配当金	-	-	-
受取利息	66,398	1,018,032	284,723
純費用平準化	(2,600)	(3,234)	(10,726)
純資本平準化	8,442	656	(6)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純（損）益	70,014	667,788	(147,012)

## 11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準（FRS第102号）の下で関連当事者であるとみなされる。当期中に関連当事者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

AIF規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実にするための（文書化された手順により証明される）取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことに満足している。

## 12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売却益から実現および未実現売却損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2018年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	ユーロ・ bond・ fund 1口当たり 分配金	ユーロ・ bond・ fund 分配金額	オーストラリア・ bond・ fund 1口当たり 分配金	オーストラリア・ bond・ fund 分配金額
	EUR	EUR	AUD	AUD
2018年6月	-	-	0.0187	79,091
2018年7月	-	-	0.0187	77,589
2018年8月	-	-	0.0187	76,210
2018年9月	-	-	0.0186	73,857
2018年10月	-	-	0.0120	46,541
2018年11月	-	-	0.0120	45,884
合計		-		399,172

	カナダ・ bond・ fund 1口当たり 分配金	カナダ・ bond・ fund 分配金額
	CAD	CAD
2018年6月	0.0090	16,111
2018年7月	0.0090	15,682
2018年8月	0.0090	15,675
2018年9月	0.0090	15,509
2018年10月	0.0090	15,463
2018年11月	0.0090	15,369
合計		93,809

2017年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	ユーロ・ bond・ fund 1口当たり 分配金	ユーロ・ bond・ fund 分配金額	オーストラリア・ bond・ fund 1口当たり 分配金	オーストラリア・ bond・ fund 分配金額
	EUR	EUR	AUD	AUD
2017年6月	0.0110	4,865	0.0410	222,171
2017年7月	0.0110	5,524	0.0410	221,405
2017年8月	0.0110	5,576	0.0410	211,202
2017年9月	0.0110	5,530	0.0187	91,613
2017年10月	0.0110	5,441	0.0184	88,062
2017年11月	0.0050	2,393	0.0187	88,327
合計		29,329		922,780

	カナダ・ ボンド・ ファンド 1口当たり 分配金	カナダ・ ボンド・ ファンド 分配金額
	C A D	C A D
2017年6月	0.0220	45,159
2017年7月	0.0220	44,923
2017年8月	0.0220	44,754
2017年9月	0.0220	43,614
2017年10月	0.0220	43,018
2017年11月	0.0090	17,496
合計		<u>238,964</u>

## 13. 純資産額の推移

	ユーロ・ ボンド・ ファンド	オーストラリア・ ボンド・ ファンド	カナダ・ ボンド・ ファンド
2018年11月30日			
NAV	E U R 4,645,065	A U D 36,915,906	C A D 15,880,657
受益証券数（口）	472,440	3,812,200	1,699,140
1口当たりNAV	E U R 9.83	A U D 9.68	C A D 9.35
2018年5月31日			
NAV	E U R 4,761,306	A U D 41,235,890	C A D 17,053,390
受益証券数（口）	478,510	4,256,320	1,793,420
1口当たりNAV	E U R 9.95	A U D 9.69	C A D 9.51
2017年11月30日			
NAV	E U R 4,838,391	A U D 46,225,121	C A D 18,673,025
受益証券数（口）	478,510	4,723,380	1,929,050
1口当たりNAV	E U R 10.11	A U D 9.79	C A D 9.68

## 14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法（改正済）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

## 15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

## 16. 当該報告書で使用された為替レート

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2018年11月30日	2018年5月31日
デンマーク・クローネ	7.463089	7.443328
英ポンド	0.887409	0.877235
スウェーデン・クローナ	10.304688	10.309217

## 毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

資産および負債をカナダドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2018年11月30日	2018年5月31日
ユーロ	0.664510	-

## 17. 比較数値

包括利益計算書および買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書の比較数値は、2017年11月30日に終了した6ヵ月間のものである。サブ・ファンドの前会計年度末である2018年5月31日現在の比較数値は、財政状態計算書で使用されている。

## 18. 後発事象

当期末後から2019年1月24日の間に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

[次へ](#)



## （２）投資有価証券明細表等

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2018年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
<b>債務証券</b>			
オーストリア(2018年5月31日:6.58%)			
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	111,000	127,364	2.74
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	108,075	2.33
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	14,000	24,152	0.52
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	50,000	54,221	1.17
		<u>313,812</u>	<u>6.76</u>
ベルギー(2018年5月31日:4.10%)			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	35,000	36,188	0.78
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	76,000	103,698	2.23
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	39,000	60,254	1.30
		<u>200,140</u>	<u>4.31</u>
チェコ共和国(2018年5月31日:2.57%)			
Czech Government 3.875% 24-May-22	106,000	120,197	2.59
		<u>120,197</u>	<u>2.59</u>
デンマーク(2018年5月31日:3.39%)			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209,000	30,273	0.65
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	890,000	130,048	2.80
		<u>160,321</u>	<u>3.45</u>
フランス(2018年5月31日:17.40%)			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	52,857	1.14
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	36,000	36,694	0.79
France Government 3.75% 25-Apr-21	126,000	138,806	2.99
France Government 2.25% 25-May-24	78,000	87,624	1.89
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,697	0.17
France Government 6% 25-Oct-25	55,000	76,849	1.65
France Government 0.25% 25-Nov-26	97,000	95,889	2.06
France Government 3.25% 25-May-45	131,000	180,129	3.88
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	51,719	1.11
		<u>728,264</u>	<u>15.68</u>
ドイツ(2018年5月31日:18.54%)			
Bundesobligation 0% 14-Apr-23	20,000	20,308	0.44
Bundesobligation 0% 13-Oct-23	249,000	252,324	5.43
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	188,000	186,992	4.03
Commerzbank AG 4% 23-Mar-26	40,000	41,367	0.89

Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	57,000	62,355	1.34
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	69,000	71,663	1.54
Germany Government 1% 15-Aug-25	69,000	73,939	1.59
Germany Government 0.25% 15-Feb-27	109,000	110,164	2.37
Germany Government 4% 04-Jan-37	81,000	126,214	2.72

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2018年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券(続き)			
ドイツ(2018年5月31日:18.54%)(続き)			
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	96,400	131,277	2.83
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	47,000	64,829	1.40
		1,141,432	24.58
アイスランド(2018年5月31日:2.22%)			
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	104,550	2.25
		104,550	2.25
アイルランド(2018年5月31日:4.15%)			
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	52,158	1.12
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	108,000	141,417	3.04
		193,575	4.16
イスラエル(2018年5月31日:1.14%)			
State of Israel 4.625% 18-Mar-20	50,000	53,000	1.14
		53,000	1.14
イタリア(2018年5月31日:12.43%)			
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	42,306	0.91
Italy Government 4.5% 01-May-23	23,000	25,232	0.54
Italy Government 2% 01-Dec-25	27,000	25,694	0.55
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	20,000	22,808	0.49
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	143,690	3.09
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	58,000	71,955	1.55
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	30,000	34,340	0.74
Unicredit Spa 4.375% 31-Jan-22	50,000	56,085	1.21
		422,110	9.08
メキシコ(2018年5月31日:1.23%)			
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	57,388	1.24
		57,388	1.24
オランダ(2018年5月31日:4.25%)			
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	5,691	0.12
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	109,400	160,418	3.45
Rabobank Nederland 4% 11-Jan-22	30,000	33,504	0.72
		199,613	4.29
スロベニア(2018年5月31日:1.76%)			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	11,010	0.24

Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	40,000	52,809	1.14
Slovenija Republic 1.5% 25-Mar-35	20,000	<u>19,532</u>	<u>0.42</u>
		83,351	1.80

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 投資有価証券明細表

2018年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)	
債務証券(続き)				
スペイン(2018年5月31日:6.11%)				
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	42,000	42,669	0.92	
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	8,000	11,983	0.26	
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	17,023	0.37	
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	8,263	0.18	
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	92,000	108,793	2.35	
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	10,000	13,481	0.29	
Telefonica Emisiones 4.693% 11-Nov-19	50,000	52,221	1.12	
		254,433	5.49	
国際機関(2018年5月31日:1.19%)				
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	55,950	1.20	
		55,950	1.20	
スウェーデン(2018年5月31日:3.46%)				
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	53,971	1.16	
Nordea Hypotek 1% 08-Apr-22	600,000	59,546	1.28	
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	1,000,000	99,587	2.14	
		213,104	4.58	
スイス(2018年5月31日:1.64%)				
UBS AG London 1.375% 16-Apr-21	75,000	77,622	1.67	
		77,622	1.67	
イギリス(2018年5月31日:1.14%)				
Royal Bank of Scotland 3.875% 19-Oct-21	50,000	53,699	1.16	
		53,699	1.16	
債務証券合計(2018年5月31日:93.30%)		4,432,561	95.43	
	当初想定元本 (ユーロ)	未実現利益 (ユーロ)	未実現(損失) (ユーロ)	純資産 比率(%)
先渡為替契約				
デンマーク(2018年5月31日:0.00%)				
Danish Krone 13-Feb-19	(166,845)	63	-	-
スウェーデン(2018年5月31日:0.00%)				

Swedish Krona 04-Dec-18	50,094	-	(11)	-
Swedish Krona 23-Jan-19	(209,228)	-	(1,115)	(0.02)
先渡為替契約に係る未実現利益 / (損失) 合計 (2018年5月31日 : 0.00%)		63	(1,126)	(0.02)

先渡為替契約の取引相手方は、B B H & C o . である。

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

## 組入証券変動明細表

2018年11月30日現在

	名目取得高	名目売却高
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	6,000	-
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	15,000	-
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	-	22,000
Bonos Y Oblig Del Estado 3.45% 30-Jul-66	-	13,000
Bundesobligation 0% 13-Oct-23	249,000	-
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	188,000	-
France Government 6% 25-Oct-25	15,000	-
France Government 0.25% 25-Nov-26	12,000	-
Germany Government 4% 04-Jan-37	5,000	-
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	3,000	3,000
Italy Government 5% 01-Mar-22	-	22,000
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	-	50,000
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	2,000	-
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	-

上記は、アイルランド中央銀行により要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期中における取得有価証券の10銘柄および売却有価証券の5銘柄を表示している。当期中、その他の取得または売却はなかった。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

授権株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2018年12月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約5,618万円)および6,250万ユーロ(約79億3,750万円)です。

(注)スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=140.46円)によります。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の唯一の業務は、投資信託の管理・運用を行うことです。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

また、管理会社はダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務およびAIFM規則の確実な遵守(ファンドの資産の投資および再投資を含みます。)につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。

また、管理会社は、会計書類の準備、受益証券の販売および買戻しの実行、分配および1口当たり純資産価格の計算につき責任を負います。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。( )管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または( )十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または( )受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、( )の場合には直ちに、( )および( )の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。管理会社は、自己の故意による違法行為、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社とその職務の適切な遂行において、(管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います。)。取締役はこれに従った責任を負います。



### 受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

2018年12月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託5本の管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ1,837,327,229.80米ドル、1,147,557,797.28豪ドル、4,534,536.62ユーロ、47,707,318.54カナダドル、303,825,375.42ニュージーランド・ドル、1,273,837,451.35ノルウェー・クローネ、51,138,035,267円です。 )。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額(通貨別)
アイルランド	MMF	1	1,663,869,725.72米ドル
			1,110,470,192.45豪ドル
			31,790,106.62カナダドル
			303,825,375.42ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	173,457,504.08米ドル
			37,087,604.83豪ドル
			4,534,536.62ユーロ
			15,917,211.92カナダドル
			1,273,837,451.35ノルウェー・クローネ
			51,138,035,267円

### (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

・その他の訂正

(注) 下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

## 第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.24%(税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.16%(税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.08%(税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.54%(税抜0.5%)

(参考)

(後略)

<訂正後>

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.24%(税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.16%(税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.08%(税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.54%(税抜0.5%)

(注) 手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(8%)を加算した料率を表記しております。消費税率が10%になった場合は、当該率に応じた手数料となります。以下同じです。

(参考)

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (3) ファンドの仕組み

##### 管理会社の概要

##### ( ) 大株主の状況

< 訂正前 >

(2018年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

< 訂正後 >

(2018年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

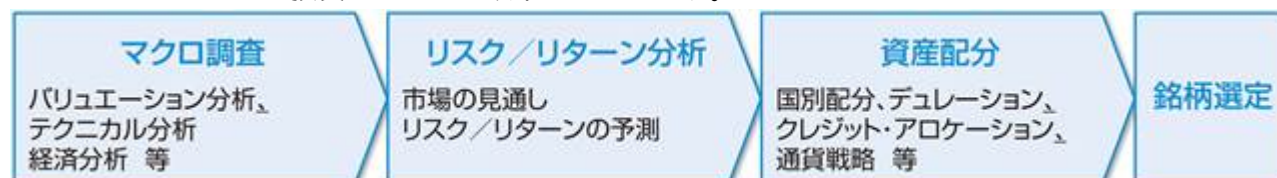
#### 2 投資方針

##### (1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの投資プロセスは以下のとおりです。

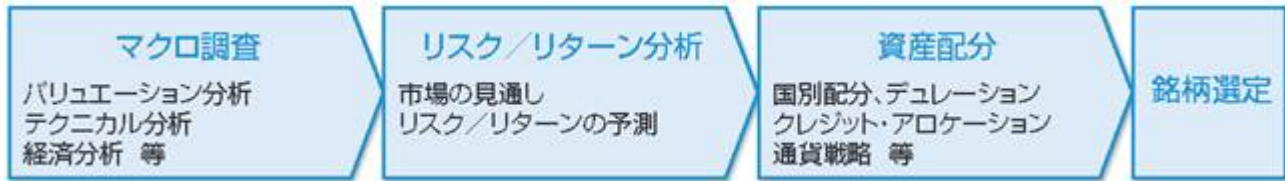


(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

ファンドの投資プロセスは以下のとおりです。



(後略)

### 3 投資リスク

リスクに関する参考情報

&lt;訂正前&gt;

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間における分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2012年10月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。

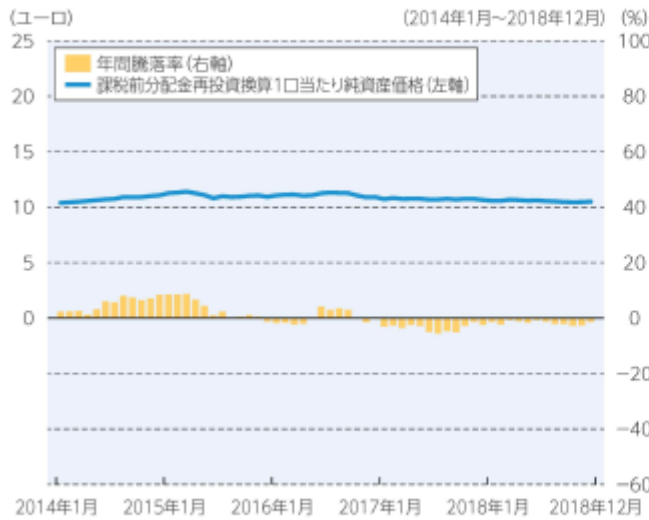


(後略)

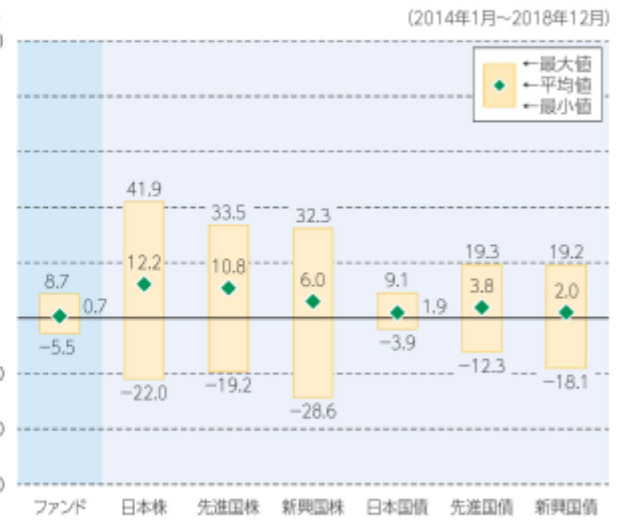
&lt;訂正後&gt;

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間における分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2013年1月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。

### ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較



出所: 管理会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に  
森・濱田松本法律事務所が作成

(後略)